

# 当会は平成 23 年 7 月 1 日に認定 N P O 法人になりました

1 日以降送金のご寄付・賛助会費は、確定申告をなされば、税金優遇を受けられます。

当会は平成 23 年 7 月 1 日付けで認定 N P O 法人の資格を取得しました。  
以下、この制度の概要を説明します。

## 認定 N P O 法人とは

一定条件を満たした N P O 法人が国税庁に申請し、審査を通ると国税庁長官より税制優遇の資格を認定されるという制度です。

認定 N P O 法人への寄付・賛助会費(会員であることで対価を得るものを除く)については、以下の通り所得税及び住民税優遇の措置が受けられます。

逆に言うと、一般の N P O 法人への寄付は、税金優遇を受けられないということです。

以下は、6 月 30 日施行の寄付税制改正法の内、所得税・住民税の「税額控除」についての説明です。

なお、「所得控除」・「法人税」については、お近くの税務署にお尋ね下さい。

## 1. 税金優遇を受けるための前提条件

- a: 確定申告をすること。寄付したことと、税金控除を申告して初めて優遇が受けられる。  
申告時、認定 N P O 法人発行の領収証を添付する必要があります。  
7 月 1 日以降に当会にご寄付・賛助会費を下された方は、当会がお送りする領収証を来年 3 月の 確定申告まで保管なさる必要があります。(再発行は致しかねますのでご注意ください)
- b: 対象は寄付・賛助会費で、正会員(N P O 法で言う「社員」)の会費は対象とならない。
- c: 税額控除と所得控除のいずれか有利な方を選択できる。

## 2. 税額控除の制度

[一年間の認定 N P O 法人への合計寄付金額-2 千円] の 4 割から 5 割が税金から控除されるという制度です。

但し上限があります。上限については 2-3 項に示します。

### 2-1 所得税

[一年間の認定 N P O 法人への合計寄付金額-2 千円] の 4 割が税金から控除される。

### 2-2 住民税・(都道府県・市区町村ごとに扱いが異なる)

#### a: 前提条件

- ・ 当該地方公共団体が税金優遇を認めた団体であること。(認定だからといって認められているとは限らない)
- ・ 寄付者の居住地が、当該団体の主たる事務所がある地方公共団体であること。

## **b: 住民税の税額控除の金額**

[一年間の認定NPO法人への合計寄付金額-2千円] の、最大 10%が控除される。

この 10%は、都道府県 4%、市区町村 6%の配分で、各々の地方公共団体ごとに、どの認定NPO法人を対象とするかを決めています。

例えば

東京都は、主たる事務所を都内に置く全ての認定NPO法人を控除の対象としていますので、東京都民で当該認定NPO法人に寄付した方は、4%の税額控除が受けられます。

詳しくはお住まいの地方公共団体にお問い合わせ下さい。

## **2-3 上限の設定**

### **a: 所得税**

- ・ 税額控除の上限：所得税の 25%を上限とします。
- ・ 寄付金の上限：所得の 40%を上限とします。これを超えた寄付は税額控除の対象になりません。

### **b: 住民税**

地方公共団体ごとに異なります。

## **注記**

いずれも、これを超えて寄付をしてはいけないということではなく、超えた額については税額控除を受けられないということです。

## **2-4 対象となる団体**

認定NPO法人だけでなく、公益法人・学校法人等も対象になります。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>

## **3. 遺贈(遺産の寄付)**

相続または遺贈により財産を取得した方が、その一部或いは全部を認定NPO法人に寄付した場合は、その寄付した金額が全額、相続税の課税対象から外れます。

以上は「税額控除」についての説明です。

法人税については国税庁のホームページをご覧ください。

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)

またNPO法改正も含む制度全体については、以下をご覧ください。

<http://blog.canpan.info/waki/>

以上